

2024年度 運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

弊社は、運輸安全マネジメントについて、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めるとともに、社訓、安全方針に則し、全従業員が一丸となって取り組んでまいります。



【 安全方針 】

信頼は安心の積み重ね

安心は安全の積み重ね

上記具現化のため、以下の事項を遵守します。

- 一、安全を最優先し、職務に専念します。
- 一、事故・災害時には、人命を最優先して行動します。
- 一、関係法令や規程・規則を遵守し、確実に業務を遂行します。
- 一、行動指針に従い、確実に業務を実践します。
- 一、安全への取組みを、絶えず見直し改善します。

江若交通株式会社

代表取締役社長 安積 正彦

【 社 訓 】

- 一、 お客様を大切に
- 一、 仕事に自信と責任を
- 一、 和気あいあい

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 社長及び運輸部担当、または運輸部業務に従事する役員は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たしてまいります。また現場における安全に関する声に対して真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分踏まえつつ、全従業員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- (2) 弊社は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直しすること及び全従業員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めてまいります。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。
- (3) 輸送の安全を確保するため、当社「安全方針」のもと、全従業員が一丸となって事故防止に取り組んでまいります。また、お客様や地域に信頼される安心・安全な事業者としての使命を果たすべく、輸送の安全への取り組みを持続いたします。

2. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令および安全管理規程に定められた事項を遵守いたします。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資、人員配置等を積極的かつ効率的に行うように努めます。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じます。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を速やかに伝達し、共有いたします。
- (5) 輸送の安全に関する教育および訓練に関する具体的な計画を策定し、これを適格に実施いたします。

3. 輸送の安全に関する目標

- ・2024年度「輸送の安全に関する目標と計画（教育・研修計画含む）」の目標については、【別紙】のとおりです。

4. 輸送の安全に関する計画並びに教育・研修

- ・2024年度「輸送の安全に関する目標と計画（教育・研修計画含む）」の計画については、【別紙】のとおりです。
目標達成のための教育指導を徹底してまいります。

5. 輸送の安全に関する情報の伝達及び共有

- ・2024年度「輸送の安全に関する情報の伝達及び共有」については、【別紙】のとおりです。

6. 運輸安全マネジメントに関する実施・実績内容について

弊社では、運輸安全マネジメントの導入に伴い輸送の安全を確保するため、全従業員一丸となって取り組み中ですが、2023年度の輸送に関する実施・実績内容を次のとおり公表いたします。

- ① 2023年度「輸送の安全に関する目標と計画」については、【別紙B-1】のとおりです。
- ② 2023年度「輸送の安全に関する情報の伝達及び共有」については、【別紙B-2】のとおりです。
- ③ 事故に関する当社の発生状況 [3営業（支）所（受託営業所含む）]
イ. 事故発生件数 2023年度実績 24 件
ロ. 有責事故件数 2023年度実績 10 件

7. 事故に関する統計（自動車事故報告規則第2条に規定する事故）

第2条に該当する事故	0 件
行政処分	無し

8. 輸送の安全に関する教育

- ・国土交通省告示に基づいた運転者に対して行う指導及び監督の指針
【13項目の教育】

9. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統

輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統を「安全管理体制」として定め、それぞれの役割については安全管理規程（第8条）で明確にしています。

組織図 【別紙】

緊急連絡図 【別紙】

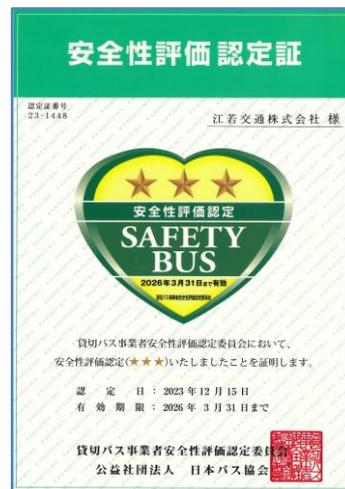
10. 安全管理規程

道路運送法 第22条の2に規定する安全管理規程

安全管理規程 【別紙】

1 1. 安心して快適な輸送サービスの取り組み

貸切バスでは、安全性や安全の確保に向けた取り組み状況が、優良なバス会社であることを示すシンボルマーク【三ツ星】を2023年12月15日に更新しました。



1 2. 働きやすい職場環境への取り組み

弊社は、運転士の職場環境を評価する「働きやすい職場認証制度」におきまして、2023年6月1日付にて二つ星を獲得いたしました。引き続き、運転士の職場環境の向上に努めることで、輸送の安全に繋がてまいります。



1 3. 輸送の安全に関する運輸安全マネジメント内部監査結果

- ①被監査部門 : 経営管理部門
監査内容 : 安全管理体制の構築・改善の取組 (安全管理規程の適合性、及び有効性)
監査実施日 : 2024年3月4日
監査員 : 内部監査要員
監査方法 : 内部監査手順書に基づき、内部監査要員が経営トップ (社長及び安全統括管理者) に対するインタビューを実施

< 監査講評及び所見 >

経営トップ以下が現状把握に努めるとともに、安全を最優先に取り組みを進めている。運輸安全マネジメントの趣旨を十分に理解し、安全管理体制に取り組んでいることを確認いたしました。

- ②被監査部門 : 現業部門 (各営業【支】所・観光課・整備係)
監査内容 : 帳票類の整備・運行関係・異常気象時における措置・改善基準告示の遵守・車両管理・乗務員の指導・苦情処理等
監査員 : 安全統括管理者・運輸課長・安全安心係主任
監査方法 : 帳票類関係の記載・保管状況等 (運行関係)
: 全車両の法令定期点検整備・点検整備記録簿の作成保存等

1 4. 安全統括管理者に係る情報

道路運送法 第22条の2 第2項第4号に規定する安全統括管理者は下記の者を選任しております。なお、安全統括管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たしております。

安全統括管理者 運輸部長 大槻 幸彦
選 任 日 2023年7月1日

安全管理規程

江若交通株式会社

目 次

第1章	総 則
第2章	輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
第3章	輸送の安全を確保するための管理の体制
第4章	輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理方法

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という）は、道路運送法（以下「法」という）第22条の2第2項の規定および国土交通省から公表された「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」並びに「運輸防災マネジメント指針」に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 社長及び運輸部を担当、または運輸部業務に従事する部長（以下「運輸部担当部長」という）は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、事業活動を行う体制の整備に努めるとともに、施設、車両及び自動車運送事業に携わる全従業員を総合活用して輸送の安全を確保するため、次のとおり輸送の安全に関する基本的な方針（以下「安全方針」という）及び輸送の安全に関する重点施策を定め、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また営業（支）所等における安全に関する声に耳を傾けるなど営業（支）所等の状況を十分に踏まえつつ、従業員に対し輸送の安全が最も重要であるという意識を常に徹底させる。

(1) 安全方針

- 信頼は安心の積み重ね
- 安心は安全の積み重ね

- 一、 安全を最優先し、職務に専念します。
- 一、 事故・災害時には、人命を最優先して行動します。
- 一、 関係法令や規程・規則を遵守し、確実に業務を遂行します。
- 一、 行動指針に従い、確実に業務を実践します。
- 一、 安全への取組みを、絶えず見直し改善します。

2. 輸送の安全に関する計画の策定・実行・チェック・改善を確実に実施し安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び本規程に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

2. グループ企業と密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 第3条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための管理の体制

(社長等の責務)

第7条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

2. 取締役会構成員(以下「経営トップ」という)は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保や体制の整備等必要な措置を講じる。
3. 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
4. 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。
5. 経営トップは、次に掲げる事項について、主体的に関与し、安全管理体制の構築・運営を適切に実施する。
 - (1) 関係法令等の遵守と安全最優先の原則に従業員へ徹底する。
 - (2) 安全方針を策定する。
 - (3) 安全重点施策を策定する。
 - (4) 重大事故・事件・災害等への対応を実施する。

- (5) 安全管理体制を構築・改善するため、また輸送の安全を確保するために、必要な要員、情報、輸送施設等(車両等)を使用できるようにする。
- (6) 1年ごとにマネジメントレビューを実施、重大事故等が発生した際は適宜実施する。
6. 経営トップは、従業員の高齢化、輸送施設等の老朽化による安全上の課題、自然災害、テロ、感染症への対応などの課題に的確に対応することが重要であると認識する。
7. 経営トップは、確固たる安全管理体制の実現を図るため、本規程に掲げる内容について、安全統括管理者より実施されることを指導する。
8. 経営トップは、運輸安全マネジメントを推進させるため安全・安心係を設置するとともに、運輸部連絡会議の事務局をこれに置く。

(社内組織)

第8条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

(1) 安全統括管理者

輸送の安全の確保に関し、営業(支)所長を統括し、指導監督を行う。

(2) 統括運行管理者

安全統括管理者の指揮の下、輸送の安全の確保に関し、所属営業(支)所の運行管理者、整備管理者等の指導監督を行い、営業(支)所を統括する。

(3) 運行管理者

安全統括管理者の指揮の下、輸送の安全の確保に向けて、営業(支)所の運行管理業務の指導監督を行う。

(4) 整備管理者

安全統括管理者の指揮の下、輸送の安全の確保に向けて、営業(支)所の整備管理業務を行う。

2. 運輸課長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、各営業(支)所長を統括し、指導監督を行う。
3. 各営業(支)所長は、運輸課長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、各営業(支)所を統括し、指導監督を行う。
4. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等の理由で本社に不在の場合や重大な事故・災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2. 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により業務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠るなどにより、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼす恐れがあると認められるとき。
 - (4) 人事異動等により安全統括管理者の要件を満たさなくなったとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針・重点施策・目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- (6) 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (9) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (10) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 輸送の安全に関する基本的な方針及び安全方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第12条 経営トップと現場や運行管理者と運転士等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。

また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

2 情報伝達およびコミュニケーションを確保するために次のように規定する。

(1) 従業員に以下の輸送の安全の確保に係る的確な情報伝達およびコミュニケーションを実現する。

① 安全統括管理者と営業(支)所等との双方向コミュニケーションとして、トップダウンの一方のコミュニケーションだけでなく、営業(支)所等の顕在的課題・潜在的課題等が営業(支)所等から安全統括管理者に対してボトムアップされるコミュニケーションを確保する。

② 関係する関係部署間の情報の流れの滞りや共有不足等に起因する輸送の安全の確保に関するトラブル等を防止するため、従業員間において縦断的・横断的に輸送の安全の確保に必要な情報を共有する。

③ 経営トップ、安全統括管理者が自ら、また現場の責任者を通じて、安全方針、目標、取組計画等の考え方を的確に現場に伝えるとともに、現場の課題等を的確に把握する。

(2) 委託事業者との間においても輸送の安全の確保に係る的確な情報伝達およびコミュニケーションを実現する。

(3) 関係法令等に従い、当社においても輸送の安全を確保するために講じた措置、講じようとする措置等の輸送の安全に係る情報を外部に対して公表する。

また必要に応じて、利用者に対し、利用者の不適切な行動が輸送の安全の確保に影響を与えるおそれがあることを伝える等の安全啓発活動を適時・適切に行うとともに、利用者からの意見・要望を収集し、事故の未然防止に活用する。

(関係法令等の遵守の確保)

第13条 輸送の安全確保する上で必要な次の事項に係る関係法令等を遵守する。

- (1) 輸送に従事する要員の確保
- (2) 輸送施設の確保及び作業環境の整備
- (3) 安全な輸送サービスの実施及びその監視
- (4) 事故等への対応
- (5) 事故等の是正措置及び予防措置

2 関係法令等の改正状況について、国土交通省HP、総務省HP、官報、バス事業者団体の法改正情報等をモニタリングすることにより把握し、必要に応じて対応する。

3 個人情報保護のため、輸送の安全を確保する上で知り得たすべての情報については、適切に管理する。

(事故・災害等に関する報告連絡体制)

第14条 事故・災害等が発生した場合における当該事故・災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

2. 事故・災害等に関する報告が、安全統括管理者・経営トップ又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。
3. 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故・災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
4. 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に定める事故・災害等があった場合は、同報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第15条 第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施しなければならない。

（輸送の安全に関する内部監査）

第16条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全管理体制が適切に確立され、実施、維持、機能していることを確認するため、輸送の安全に関する内部監査実施要領に基づき、少なくとも1年に1回以上内部監査を実施する。

また重大な事故・災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合、その他特に必要と認められる場合には、緊急に内部監査を実施する。

2. 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合は、その結果を改善すべき事項が認められた場合は、その内容を速やかに経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第17条 経営トップは、安全統括管理者から事故・災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合、もしくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

2. 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

（情報の公開）

第18条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計（総件数及び類型別の事故件数）、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安

全に関する予算等の実績額、事故・事件・災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度外部に対し公表する。

2. 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。
3. 初任運転者に対して行う安全運転実技指導内容について公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第19条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

2. 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故・災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
3. 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は、関係部署が記録し、保存の方法は「文書取扱規程」に準ずる。

◇付則

- ・この規程は、平成25年10月1日より実施する。
- ・2019年4月1日改定
- ・2023年7月1日改定
- ・2024年4月1日改定
- ・2024年7月1日改定

★2024年度 輸送の安全に関する目標と計画（期間:2024年4月1日～2025年3月31日）

○ 輸送の安全に関する目標と計画(教育・研修計画含む)

【別紙】

輸送の安全に関する計画	内 容	実施予定時期	予算 (概算)	備 考
1. 有責事故件数の削減	① 全役員、全管理職による早朝点呼、添乗査察、街頭査察等を実施します。	交通安全運動期間中他		春・夏・秋・年末年始
	② 経営トップ及び安全統括管理者等による営業(支)所巡視を行います。	毎月1回		社長、及び安全統括管理者が、営業(支)所【受託営業所】に対して、職場巡視を実施し、取組み状況の確認と課題を把握するとともに安全意識の醸成のため、現場管理者、及び運転士との意見交換を行い、意思疎通と安全意識向上を図る
	③ 有責事故発生件数14件以下を目標（対昨年度目標2件減）	年間を通じて		【営業(支)所別目標件数】 堅田営業所 7件以下・大津営業所5件以下・安曇川支所 2件以下
2. お客様の視点に立った接遇の実施	① 接遇教育を通じて、お客様接遇の向上を図ります。	2025年1月		滋賀県バス協会主催の研修会に参加
	② 外部講師によるクレーム対応研修を実施します。	下期		お客様からのクレーム・ご要望対応の原理原則を身につける
3. 飲酒運転・酒気帯び運転の発生防止、及び危険ドラッグ等規制薬物の使用禁止	① アルコール検知器を使用した出入庫点呼時の厳正な飲酒チェックを実施します。	年間を通じて		出入庫点呼時にアルコール検知器連動型免許確認システムの活用、宿泊を伴う貸切運行については、顔認証・測定値が営業(支)所へ転送される高性能モバイル型アルコール検知器の活用
	② 従業員家族の協力を依頼します。	7月・12月		従業員家族宛に協力依頼文書を郵送
	③ アルコールの認識の欠如、及び飲酒習慣による社会的影響等について講習を実施します。	年末の交通安全県民運動期間中	9万円	飲酒とアルコールに対する意識啓蒙・教育により飲酒運転の根絶を図る ASK飲酒運転防止インストラクター認定者を増員（2024年3月末現在インストラクター認定者16名）
	④ 麻薬、覚せい剤、脱法ハーブ等の危険ドラッグ使用防止について指導教育を実施します。	下期		外部講師招へいによる薬物乱用防止講習の受講
4. 健康管理等と各種検査の実施及び健康管理指導による事故防止	① 全乗務員が定期健康診断(法定)を受診します。	年度2回(上期・下期)		労働衛生法に基づく雇入れ時及び定期健康診断(メタボリックシンドローム判定等)の実施
	② 運転士を含む全社員に対してストレスチェックを実施します。	2025年1月		労働安全衛生法に基づき実施(メンタルヘルス対策の推進)
	③ 睡眠時無呼吸症候群(SAS)のスクリーニング検査を実施します。	下期		新規採用運転士、及び昨年度判定結果、及びBMI25以上を対象に実施(観光運転士は全員対象) 検査結果により、指定医療機関において精密検査(PSG検査)を実施(1泊2日)
	④ 脳・MRI検診を実施します。	半年契約更新時		高齢運転士対象(65歳以上)
	⑤ 運転者の体調急変に伴う事故防止対策を実施します。	随時		健康診断のフォローアップの徹底、主要疾病の自主受診促進、産業医と連携した健康相談
	⑥ 職場の安全状況の確認を行います。	全国安全衛生週間・全国労働安全衛生週間		安全衛生委員会の開催・全国安全週間、及び全国労働安全衛生週間における職場巡視
5. 輸送の安全に関する教育	① 国土交通省ならびに自動車事故対策機構(NASVA)、バス協会等の外部団体が主催する輸送の安全性向上に寄与する講習会、セミナー(運輸安全マネジメント・運輸防災マネジメント)に積極的に参加する。(経営トップ・安全統括管理者)	随時		最新の情報収集ならびに知識の習得に努め、社内の体制改善、研修教育に伴う安全管理体制の維持管理
	② 独立行政法人自動車事故対策機構による運行管理者等一般講習を受講させます。	年7回		運行管理補助者を含む運行管理者が毎年1回受講(動画視聴・講義)
	③ 独立行政法人自動車事故対策機構による運行管理者・運行管理補助者を対象とする研修会を実施します。	下期	6万円	ヒューマンエラーに関する知見
	④ 国土交通省認定機関による運輸安全マネジメントに関する講習を受講させます。	随時		ガイドラインセミナー・内部監査セミナー・リスク管理セミナー等を受講(運行管理者・運行管理補助者の安全意識向上)
	⑤ 乗務員研修を実施します。	交通安全運動期間(年4回)等		「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転に対して行う指導及び監督の指針」に基づく指導教育を全乗務員対象に実施【旅客自動車運送事業運輸規則第38条】
	⑥ 安全方針・年間重点項目の周知を行います。	年間を通じて		安全方針、重点実施項目を記載したカードを全乗務員に配布し、毎月1日(安全方針)・毎月15日(重点実施項目)の出庫点呼時に復唱させる
	⑦ ドライブレコーダー・デジタルタコグラフを活用します。	年間を通じて		初任運転者に行う安全運転実技指導、及び事故惹起者への再発防止のための指導 乗務員の運転特性を把握するとともに、安全運転と経済運転のための指導
		入社6ヶ月後、1年後、3年後		運転士のフォローアップ教習
		年末の交通安全県民運動期間		運転士よりヒヤリ・ハット発生時間と内容を聞き取り、動画を抽出して教習する(危険箇所・実体験に基づく事例)
	⑧ 救急救命講習(AED)を受講させます。(お客様の生命を守るため心肺蘇生法・AEDの使い方・異物除去法・止血等を習得)	随時		新規採用運転士・貸切運転士対象(消防関係機関の指導によるAEDを使用した救急救命講習)
	⑨ 独立行政法人自動車事故対策機構(NASVA)による運転適性診断の実施(初任・一般・適齢・特定)	雇入れ時(初任診断)、概ね3年毎(一般診断)		診断の結果を有効に活用した運転士の個別指導を実施し、安全意識の向上を図る
		一般診断(60歳以上)・適齢診断(65歳以上)		毎年1回受講(高齢運転士の事故防止対策)
	⑩ バリアフリー教育研修に参加します。(高齢者、障害者等の移動等の円滑化促進)	2025年3月		滋賀県バス協会と連携し超低床バス(ノンステップバス)を使用したバリアフリー体験研修に参加(高齢者疑似体験等)
⑪ 障害者対応を含む接遇の基本を学ぶ研修を行います。	新規採用時		「接遇研修モデルプログラム」を活用した教育(高齢者・障害者の行動を知る疑似体験器具を活用)	
⑫ 訓練を実施します。	新規採用時		車両感覚確認訓練(車両区分に応じた内輪差、右左折時の車体の振出し)	
	2024年12月		滋賀県警・滋賀県バス協会の共催による「バスジャック訓練」に参加	
	下期		運輸安全マネジメント・運輸防災マネジメントに基づく事故、自然災害発生時対応及び報告連絡体制の社内訓練実施	
	下期		雪道走行訓練及びタイヤチェーン着脱研修の実施	
⑬ エコドライブを推進し、経費を削減します。	エコドライブ強化月間		デジタコを活用した環境保全教育の実施	
6. 年間重点実施項目	① 確実な乗降扱いの徹底	年間を通じて		出庫点呼時に確実なドア操作の指示徹底により、乗降不履行件数を減少させる
	② 静止物への事故削減			狭路や離合時の停止で安全確認の徹底により、静止物事故発生件数を減少させる
7. その他	① 表彰制度(社内・外部)	2025年1月・3月	100万円	乗務員の安全意識の向上を図る。(2年以上無事故運転士対象)・滋賀県バス協会(功労者・優良従業員)
	② 最新機能を搭載した新車を導入します。	2024年度	8,716万円	貸切車両代替1両(大型)・乗合車両代替2両(中型ノンステップバス)
	③ 無事故無違反証明書を取得します。	2024年8月		全乗務員対象

○ 輸送の安全に関する情報の伝達及び共有

【別紙】

方 法	内 容	実 施 時 期	備 考
1. 常勤役員会	・常勤役員及び安全統括管理者による事故及びお客様からの声に対する意見交換を行います。	毎月1回目途	・本社会議室
2. 管理職会議	・社長、常勤役員、各部管理職以上による問題点の共有及び意見交換を行います。 ・他社の重大事故等発生時に、同種事故発生のもたら防止を図ります。	毎月1回目途	・本社会議室
3. 運輸部会	・担当役員、安全統括管理者及び運輸部係長以上による運輸安全マネジメントに対する取り組みと諸課題についての意見交換を行います。	毎月1回目途	・本社会議室
4. 業務連絡会議	・社長、常勤役員、安全統括管理者及び各部管理職に加え係長、営業(支)所長が参加し、事案報告、及び行事予定を報告します。	毎月1回目途	・本社会議室
5. 運輸部連絡会議	・運輸部内の主任・主席助役以上で安全輸送に対する取り組みと問題点を協議します。	毎月1回目途	・本社会議室
6. プロジェクト会議	・会社(4名)、労働組合(4名)で輸送の安全に関する諸課題の協議・共有を図ります。	年6回～8回	・本社会議室
7. 運輸安全マネジメント内部監査	・輸送の安全の確保への関与状況について、取組み、課題等を確認します。 ・重大事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合、その他必要と認められる場合には、緊急に輸送安全に関する内部監査を実施します。	年1回	・関係法令、安全管理規程その他の社内規程類に定められた安全管理体制の適合性 ・安全重点施策の達成状況、その事後評価の確認の有効性 ・輸送の安全の確保に関し業務を調査、確認することにより、組織の安全管理体制の課題、問題点を明らかにする。(安全管理体制の構築) ・内部監査員による代表取締役社長及び安全統括管理者へのインタビューを実施
8. 業務監査	・各営業(支)所、観光課、整備係における法令遵守による運行管理、整備管理、労務管理等の業務が円滑かつ確実に運営されているか、及び事故防止に向けた取組みが運輸安全マネジメントに基づき確実に遂行しているかの監査を実施します。	6月・12月(各営業【支】所) 7月・12月(観光課・整備係)	・貸切バス出入庫点呼時の録音、録画(ハードディスク保存)、及び宿泊を伴う出入庫点呼時の電話録音等の保存状況 ・各書類等の保存状況 ・前回指摘事項に対する改善状況
9. 安全安心情報交換会(京阪グループ)	・グループバス事業者による事故分析と再発防止等の協議を行います。	年4回	・四半期毎の運輸安全マネジメント進捗状況等を報告
10. その他	・社達の発行及び社内報の発行をします。	社達:随時、社内報:年3回	・交通安全運動期間(年4回社達)
	・所長達示、又は運輸課達等を発行し、注意喚起を促します。	必要に応じ随時	・事故等トラブル発生時(他社含む)の情報共有と周知

★2023年度 輸送の安全に関する実施・実績報告書（期間:2023年4月1日～2024年3月31日）

○ 輸送の安全に関する目標と計画(教育・研修計画含む)

【別紙B-1】

重点目標	計画・方策	実施内容・実績等	実施時期・その他
1. 有責事故件数の削減	① 全役員、全管理職による点呼、添乗査察、街頭査察等を実施します。	・交通安全運動期間中(年4回)	・春の全国交通安全運動(2023年5月11日～20日)・夏の交通安全県民運動 (2023年 7月15日～24日) ・秋の全国交通安全運動(2023年9月21日～30日)・年末の交通安全県民運動 (2023年 12月 1日～31日)
	② 経営トップ及び安全統括管理者等による営業(支)所巡視を行います。	.	・月始め(2023年4月・7月・8月・9月・2024年2月)
	③ 有責事故発生件数16件以下を目標 (昨年度目標同件数)	・堅田営業所 4件 ・大津営業所 5件 ・安曇川支所 1件 合計10件発生	・目標達成となった。(対前年7件減少)
2. お客様の視点に立った接遇の実施	① 接遇教育を通じて、お客様接遇の向上を図ります。	・県内バス会社、各社人員不足のため中止(滋賀県バス協会主催)	・当初2024年1月実施予定
	② 外部講師によるクレーム対応研修を実施します。	・不当クレームと正当クレーム(11名)	・2024年3月7日実施
3. 飲酒運転・酒気帯び運転の発生防止、及び危険ドラッグ等規制薬物の使用禁止	① アルコール検知器を使用した出入庫点呼時の厳正な飲酒チェックを実施します。	・出入庫点呼時に厳正なチェックの実施(対面点呼) ・宿泊地等遠隔地の出入庫点呼時に厳正なチェックの実施	・点呼時にアルコール検知器連動型免許確認システムの活用 ・測定値等が営業所へ転送される高性能モバイル型アルコール検知器の活用
	② 従業員家族の協力を依頼します。	・全従業員家族宛に協力依頼文書を郵送	・2023年7月・12月に実施
	③ 飲酒運転防止インストラクターによる講習を実施します。	・年末の交通安全県民運動期間中の安全講習(アルコールの基礎知識等)	・NPO法人ASK「飲酒運転防止インストラクター養成講座」を新規4名が受講(2023年4月～2024年3月)
	④ 麻薬、覚せい剤、脱法ハーブ等の危険ドラッグ使用防止について指導教育を実施します。	・滋賀県警組織犯罪対策課による薬物乱用防止講習を実施(15名)	・2024年2月6日実施
4. 健康起因事故を防止するための健康管理の推進	① 運転者の体調急変に伴う事故防止対策を実施します。	・再検診受診者のフォロー【7月(28名)・1月(25名)】	・2023年7月、2024年1月定期健康診断実施
	② 運転士を含む全社員に対してストレスチェックを実施します。	・対象151名(回答40名)	・2024年1月実施
	③ 睡眠時無呼吸症候群(SAS)の簡易検査を実施します。	・受診者61名(異常なし43名・経過観察10名・要精密検査8名)	・2023年11月～2024年1月実施 (前年度経過観察者、及びBMI25以上対象者を含む) ・要精密検査8名については、指定医療機関において検査を実施(1泊2日)
	④ 脳MRI検査を実施します。	・65歳以上対象を対象に指定医療機関で受診(2名)	・2023年12月実施(指定医療機関で受診)
	⑤ 職場の安全状況と運転士の健康状況の確認を行います。	・全国労働安全衛生週間に伴う職場巡視【各営業(支)所】 ・毎月1回(安全衛生委員会)	・全国安全週間(2023年7月1日～7日) ・全国労働衛生週間(2023年10月1日～7日)
5. 輸送の安全に関する教育	① 輸送の安全に関する外部講師によるセミナー等への参加(経営トップ・安全統括管理者) (国土交通省・NASVA等主催)	・運輸安全マネジメントシンポジウム2023 ・NASVA安全マネジメントセミナー・運輸安全マネジメントセミナー	・2023年10月16日・2024年1月25日・3月8日(大阪及び東京)
	② 独立行政法人自動車事故対策機構による運行管理者等一般講習を受講させます。	・運行管理者等一般講習受講(23名)	・2023年10月17日・2024年2月16日(守山) 2023年11月13日・2024年1月15日(草津)
	③ 独立行政法人自動車事故対策機構による運行管理補助者を対象とする研修会を実施します。	・運行管理者(4名)・運行管理補助者(7名)	・NASVA滋賀支所講師派遣による研修会実施(2024年2月13日)【点呼時の指示と不履行事案に対する指導方法】
	④ 国土交通省認定期間による運輸安全マネジメントに関する講習を受講させます。	・リスク向上(3名)・リスク管理、内部監査(1名)・適性診断活用講座(1名)	・2024年2月15日・2月22日(滋賀及び大阪)
	⑤ 乗務員研修を実施します。	・「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」に基づく指導教育を実施	・交通安全運動期間(年4回)等に全乗務員に実施
	⑥ 安全方針・年間重点項目の周知を行います。	・全従業員にカードを配布	・毎月1日(安全方針)及び15日(重点実施項目)の出庫点呼時に復唱
	⑦ ドライブレコーダー・デジタルタコグラフを活用します。	・事故、トラブル発生時等の状況確認、原因究明	・事故惹起者に対する指導強化(ドライブレコーダー活用)
		・新人運転士の経過教習及び事故惹起者	・入社後6ヶ月、12ヶ月、3年経過時
		・ドライブレコーダー映像記録を活用した指導【安全講習】	・2023年12月(年末の交通安全県民運動期間中)
	⑧ 救急救命講習(AED)を受講させます。(お客様の命を守るため心肺蘇生法・AEDの使い方・異物除去法・止血法等を習得)	・高島市南部消防署・大津北消防署・ALSOKにて受講(44名)	・2024年2月29日・3月1日・3月6日・3月21日・3月22日
	⑨ 適性診断(初任・一般・適齢・特定)を行います。	・初任(3名)・一般(34名)・適齢(17名)	・初任(雇用時)、一般(3年毎)、一般(1年毎【60歳以上】)、適齢(1年毎【65歳以上])
	⑩ バリアフリー教育研修に参加します。(高齢者、障害者等の移動等の円滑化促進)	・県内バス会社、各社人員不足のため中止(滋賀県バス協会主催)	・当初2024年3月実施予定
		・バリアフリー推進勉強会in関西	・人員不足により不参加
⑪ 障害者対応を含む接遇の基本を学ぶ研修を行います。	・新規採用者(4名)	・入社時	
⑫ 訓練を実施します。	・車両感覚訓練(車両区分に応じた内輪差、右左折時の車体の振出し)	・新規採用運転士を対象に実施	
	・滋賀県警・滋賀県バス協会の共催による「バスジャック訓練」(5名)	・2023年12月21日実施 (滋賀県警察機動警察隊【蒲生郡日野町】)	
	・重大事故発生時対応及び報告連絡体制の社内訓練	・重大事故発生時指示連絡系統に基づき実施 (2024年3月21日【堅田営業所及び本社】)	
⑬ エコドライブを推進し、経費を削減します。	・エコドライブ強化月間(11月1日～11月30日)	・点呼簿に「アイドリングストップの励行」を記載、及び啓発用ポスターの掲示で環境意識向上を図る	
6. 年間重点実施項目	① 発進時の車内事故撲滅	・発生0件(前年3件)	・目標達成
	② 交差点での事故削減	・発生0件(前年2件)	・目標達成
7. その他	① 無事故表彰(社内)を行います。	・2年以上無事故運転士(59名)	・2024年1月4日表彰
	② ドライバー異常時対応システム(EDSS)搭載車両を導入します。	・2023年8月・11月	・大型路線ノンステップバス(2両)
	③ 無事故無違反証明書を取得します。	・全乗務員対象(118名)	・2023年10月13日

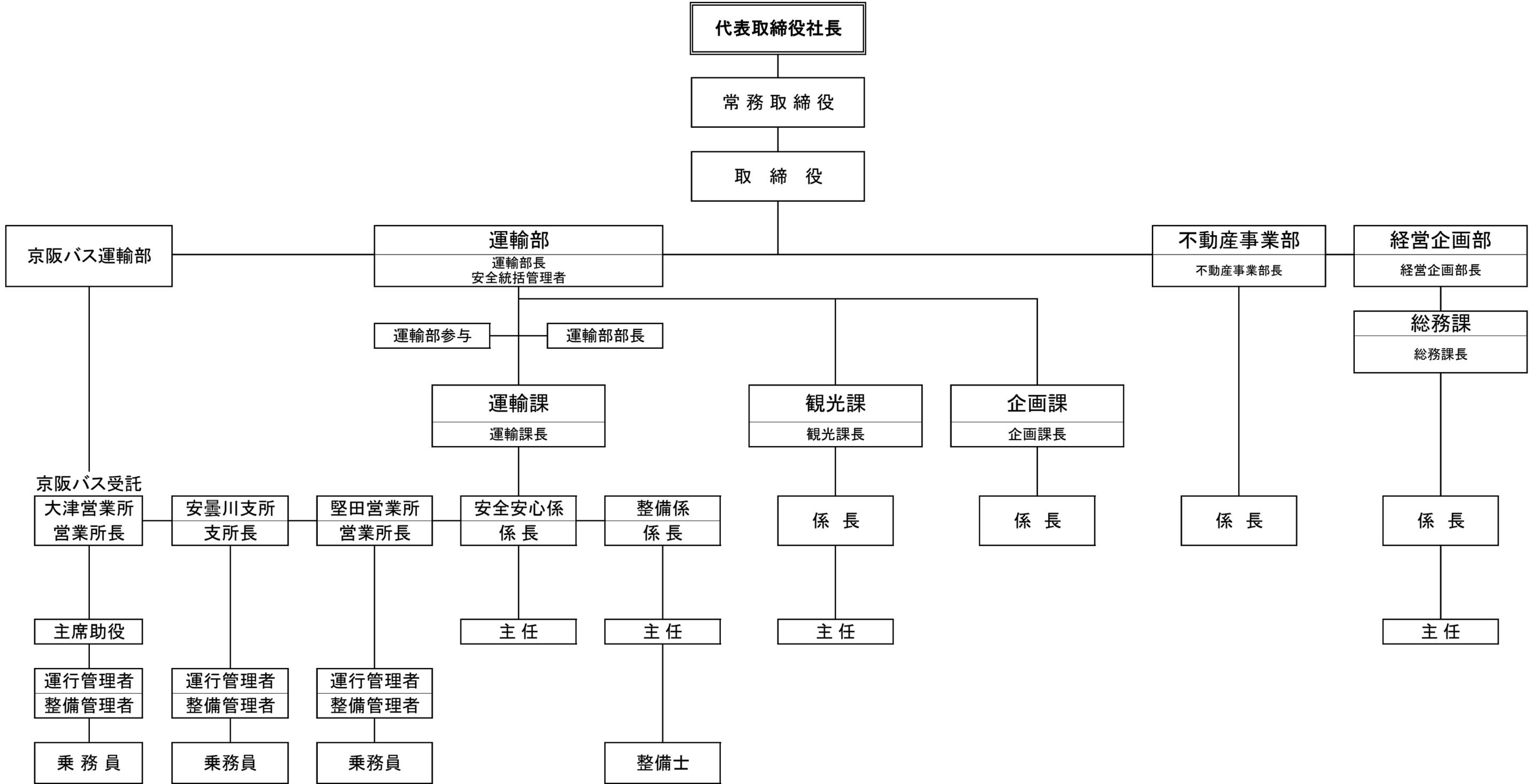
○ 輸送の安全に関する情報の伝達及び共有

【別紙B-2】

方 法		実 施 時 期
1. 常勤役員会	・常勤役員及び安全統括管理者による事故及びお客様からの声に対する意見交換を行います。	・毎週月曜日に実施
2. 管理職会議	・社長、常勤役員、各部管理職以上による問題点の共有及び意見交換を行います。 ・他社の重大事故等発生時に、同種事故発生の未然防止を図ります。	・毎月1回実施
3. 運輸部会	・担当役員、安全統括管理者及び各部管理職に加え係長、営業(支)所所長が参加し、事案報告、及び行事予定を報告します。	・毎月1回実施
4. 業務連絡会議	・社長、常勤役員、安全統括管理者及び各部管理職に加え、係長・営業(支)所所長が参加し、事案報告、及び行事予定を報告します。	・毎月1回実施
5. 運輸部連絡会議	・運輸部内の主任・主席助役以上で安全輸送に対する取り組みと問題点を協議します。	・毎月1回実施
6. プロジェクト会議	・会社(4名)、労働組合(4名)で輸送の安全に関する諸課題の協議・共有を図ります。	・適時(年6回実施)
7. 内部監査	・安全統括管理者及び内部監査員が、PDCAサイクルの実施状況を点検し、継続的改善を図ります。	・堅田営業所 (2023年 6月27日、2023年 12月 4日) ・安曇川支所 (2023年 7月 4日、2024年 1月12日) ・大津営業所 (2023年 6月 5日、2023年 12月19日) ・観 光 課 (2023年 7月11日、2024年 1月22日)
8. 安全安心情報交換会(京阪グループ)	・グループバス事業者による事故分析と再発防止等の協議を行います。	・2023年6月、8月、11月、2024年2月
9. その他	・社達の発行及び社内報の発行をします。 ・所長達示、または運輸課達等を発行し、注意喚起を行います。	・社達:春、夏、秋、年末年始の年4回発行 社内報:年3回発行 ・随時発行

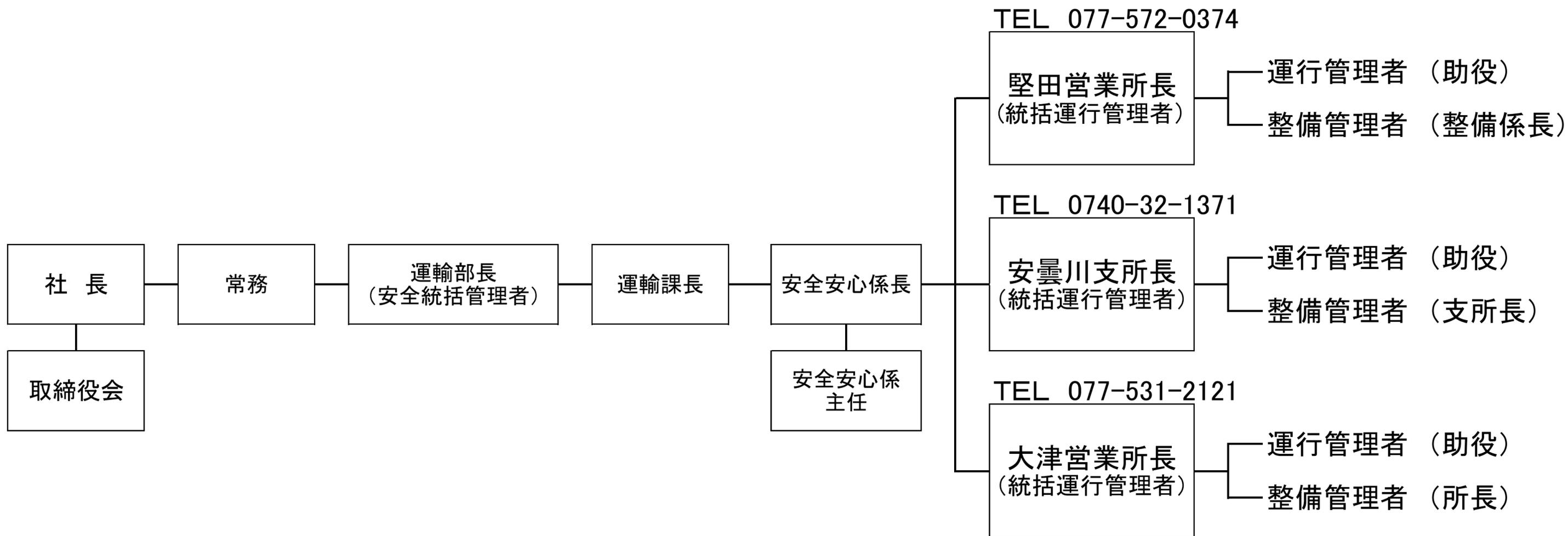
組織体制及び指揮命令系統の組織図
(安全管理規程第8条第4項関係)

※ 安全統括管理者が不在時は、社長がこれに代わる。



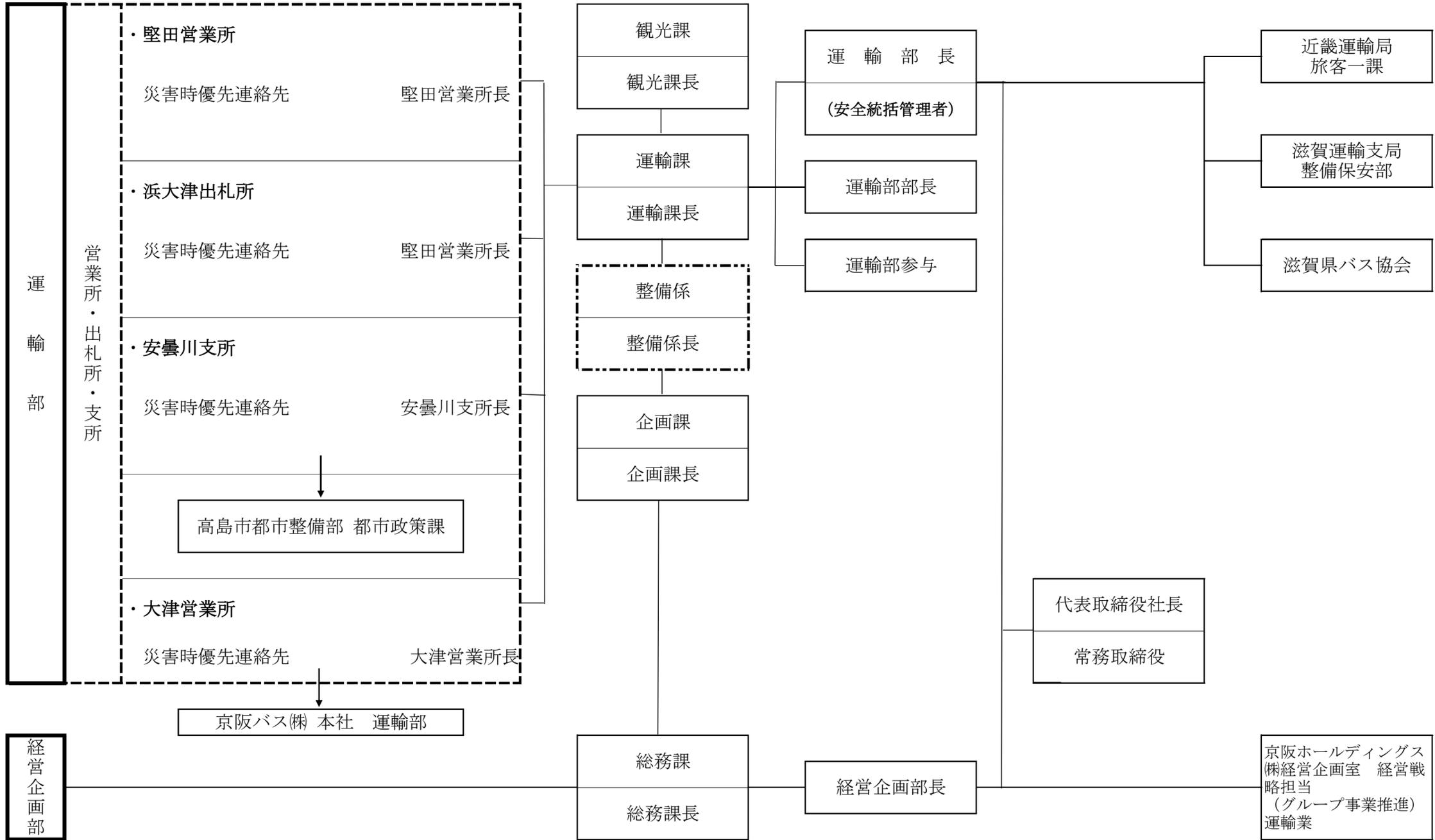
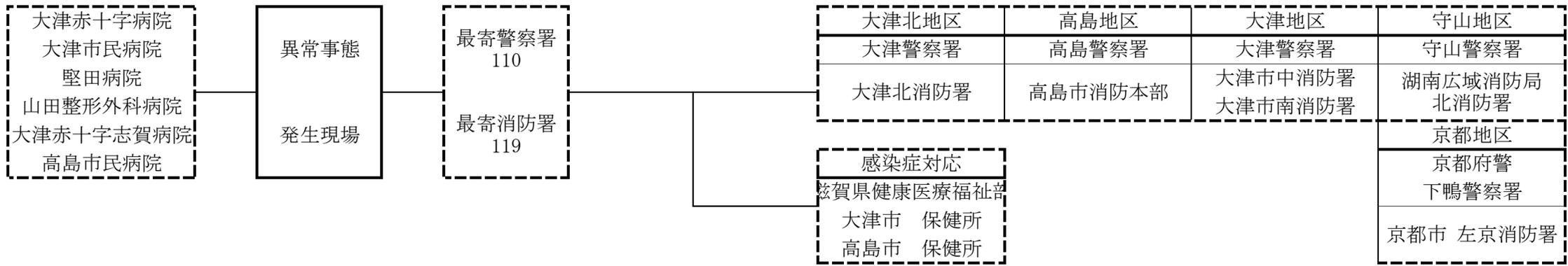
【輸 送 安 全 管 理 体 制】

江若交通(株)



注：非常時の呼び出しについては、「非常事態発生時指示連絡系統」による。

非常事態発生時指示連絡系統



一般貸切旅客自動車運送事業者が公表すべき事項について

江若交通株式会社

国土交通省告示「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」に基づき、弊社の一般貸切旅客自動車運送事業に関する情報を下記のとおり公表します。（2024年3月31日現在）

なお、下記以外の事項については、弊社「運輸安全マネジメントに関する取り組みについて」にて公表しております。

記

【堅田営業所】

1、運転者に係る情報

雇用形態別（人）	正規雇用	正規雇用以外		合計
	17	3		20
社会保険加入者（人）	健康保険	厚生年金保険	労災保険	雇用保険
	20	20	20	20
平均勤続年数（年）	16			

2、運行管理者及び整備管理者に係る情報

	運行管理者	運行管理補助者	整備管理者	整備管理補助者
運行管理者及び整備管理者の人数（人）	6	11	1	3
うち他業務（運転者等）の兼任者数（人）	5	11	0	2

3、事業用自動車

	車両数（台）	年式（年）		平均車齢	搭載車両導入台数（台）			主な運行の形態
		最古	最新		ドライブレコーダー	デジタル式運行記録計	ASV	
大型	7	1998年	2022年	10年	7	7	5	観光輸送
中型	2	2015年	2019年	6年	2	2	2	観光輸送
小型	0	—	—	—	—	—	—	—
任意保険		対人保険		無制限	対物保険		300万円	

【安曇川支所】

1、運転者に係る情報

雇用形態別（人）	正規雇用	正規雇用以外		合計
	3	17		20
社会保険加入者（人）	健康保険	厚生年金保険	労災保険	雇用保険
	20	20	20	20
平均勤続年数（年）	18			

2、運行管理者及び整備管理者に係る情報

	運行管理者	運行管理補助者	整備管理者	整備管理補助者
運行管理者及び整備管理者の人数（人）	5	2	1	2
うち他業務（運転者等）の兼任者数（人）	4	2	0	2

3、事業用自動車

	車両数 （台）	年式（年）		平均 車齢	搭載車両導入台数（台）			主な運行の形態
		最古	最新		ドライブ レコーダー	デジタル式 運行記録計	ASV	
大型	3	2004年	2016年	14年	3	3	1	観光輸送 学校等輸送
中型	—	—	—	—	—	—	—	—
小型	1	2020年	2020年	4年	1	1	1	学校等輸送
任意保険		対人保険		無制限		対物保険		300万円

【初任運転者に対する安全運転の実技指導】（貸切運転士任命時）

(1) 座学指導（10時間以上）

- ① 事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項（運行指示書の遵守等含）
- ② 事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法（整備研修）
- ③ 運行の安全及び旅客の安全を確保するための留意すべき事項
- ④ 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法
- ⑤ 安全の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法
- ⑥ 実技指導の際のドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正
- ⑦ 「接客の心得」に基づき、お客様への応対・接遇について
- ⑧ 整備研修（車両の構造・車内設備・装備品の使用方法、緊急時の非常口使用方法等）

(2) 実技指導（20時間以上）

貸切バス車両（基本的に大型）を使用し、「運転操作」・「運転技術」・「道路・各施設の駐車場等の確認」を実施します。

- ① 危険予測及び回避のための技能習得
- ② 車両の適切な運転方法
「主ブレーキ・補助ブレーキの操作方法」
「下り勾配の適切なシフト操作方法」
- ③ 安全運転の基本的事項
- ④ 車両の構造と日常点検
- ⑤ 安全を確保するために留意すべき事項
「シートベルトの着用徹底」

・安全運転の実技指導コース（一部抜粋）

1日目（一般道・市街地・急勾配訓練）

車庫＝伊吹山ドライブウェイ【急勾配】山頂（休憩）＝道の駅近江母の郷
＝彦根城＝キリンビール多賀工場＝多賀大社＝金剛輪寺＝日野ブルームの丘＝道の駅あいとうマーガレットステーション＝竜王アウトレット＝アグリパーク竜王＝水口スポーツの森＝信楽＝金勝の里＝京都鉄道博物館＝二条城＝金閣寺＝植物園＝平安神宮＝清水寺＝車庫

2日目（高速道路走行訓練）

車庫＝京都東IC（名神・第二京阪・近畿道・阪和道）＝白浜とれとれ市場（休憩）＝湯浅醤油＝有田＝関西空港＝USJ＝神戸市内＝海遊館＝キッズパーク＝伊丹空港＝新大阪駅＝伏見稻荷大社＝車庫

3日目（見極め及び夜間走行訓練）

車庫＝堅田駅＝葛川少年自然の家＝堅田駅 ※見極め
堅田駅＝（名神・第二京阪・京奈和）＝奈良市内観光名所各地＝（名阪・東名阪）ベルファーム（休憩）＝御殿ヶ浜＝鈴鹿サーキット＝長島温泉＝モクモクファーム＝土山SA＝栗東IC＝琵琶湖大橋＝車庫

① 添乗実技指導者		
観光課係長	貸切乗務歴25年	貸切指導歴18年
観光課主任	貸切乗務歴12年	貸切指導歴8年
観光課長	貸切乗務歴27年	貸切指導歴20年
運輸課長	貸切乗務歴23年	貸切指導歴17年

- ② 貸切教習車種（基本的には大型車両）
大型貸切バス(MT/AT)

- ③ 教習指導時期
貸切バス運転士任命後、三日目の見極め試験で合格するまでの期間及び合格後は、数回、実車行程を教習指導官と共に乗務し、接遇及び各対処方法、バスの特性、適切な運転方法等を学び習得。

以上